

# 安平町低所得者向け特別給付金についてのお知らせ

物価高騰による負担増を踏まえ、特に家計への影響が大きい低所得世帯（住民税均等割の課税世帯、低所得の子育て世帯（非課税および均等割のみ課税世帯））に対し、給付を実施します。

## ■給付金の種類

①安平町低所得者世帯臨時特別給付金（均等割のみ課税世帯）

※12月より開始している非課税世帯給付金の対象者は対象外となります。

②令和5年度安平町低所得子育て世帯臨時特別給付金

※①および②の給付金について、対象者には2月1日付でご自宅に申請書を発送しています。

申請書が届かない方は、原則対象外となりますのでご理解をお願いします。

## ■給付対象者

基準日（令和5年12月1日）に安平町の住民基本台帳に記録されている方で、それぞれ下記の要件を満たす世帯。

①令和5年度住民税均等割のみが課税である世帯

②令和5年度住民税が非課税の世帯および均等割のみ課税の世帯であって、基準日時点において同一世帯に18歳以下の児童がいる世帯（児童1人につき5万円の給付）。

## ■給付額

①給付対象世帯1世帯につき10万円（支給は1回のみです）。

②給付対象世帯の対象児童1人につき5万円（支給は1回のみです）。

※給付対象者が属する世帯の世帯主名義の口座へ振り込みます。

## ■申請方法

町から郵送される申請書に必要事項を記入し、同封している返信用封筒にて郵送提出してください。詳しい申請方法は申請書に同封しています。

## ■申請期限

2月1日から3月31日(日)の消印分まで受け付けます。

※本給付金に該当すると思われる方で、申請書が届かない方や該当するかどうか確認したい方はお問い合わせください。

## ■支給時期

申請書の返送後、健康福祉課での受付日からおよそ1か月以内での支給を予定しています。決定後、健康福祉課より振込日を記載した決定通知をお送りします。

## ■ご注意

・申請時期や支給時期は自治体によって異なります。

・この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐欺」にご注意ください。

※安平町や総務省などがATM（銀行、コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは絶対にありません。また、町民の方の世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは絶対にありません。

## 問合せ

健康福祉課福祉グループ ☎ ②9 7071